

事務連絡
令和2年2月25日

市内地域密着型サービス事業所

東村山市 介護保険課長 江川 裕美

地域密着型サービスに係る運営推進会議の取扱いについて

平素より本市介護保険事業にご理解とご協力を賜り感謝いたします。
さて、標記の件につきまして新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、下記のとおりとさせていただきます。

記

1、 運営推進会議の開催について

地域密着型サービス事業所に義務付けられている運営推進会議につきましては、当面の間、同会議を中止または延期した場合であっても運営基準違反とされない取扱いといたします。
なお、開催を延期または中止する場合には、出席予定者にその旨を通知し、市にもご報告するようお願いいたします。

また、事業所の判断により当該会議を開催する場合には、感染防止に十分配慮するようお願いいたします。

2、 認知症対応型共同生活介護事業所の「外部評価の実施回数緩和」について

外部評価の実施回数緩和の要件の一つである「運営推進会議が過去1年間に6回以上開催されていること」を次のとおりといたします。

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、運営推進会議の開催を中止または延期する場合には、出席予定者に議事について文書で報告する等の代替処置を講じることをもって、開催したこととみなす。

お問合せ先

東村山市役所

介護保険課給付指導係 岩崎 須藤

電話 042-393-5111

kaigohoken@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp